

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を当社グループが継続的に発展するための必要条件と位置付け、株主に対するより一層の経営の透明性の向上、取引先、得意先をはじめ社会からの信頼の確保を目指し、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。また、経営の健全性および透明性の確保ならびに経営環境の変化に適応できる経営体制を確立し、明確な経営指標や経営方針を公表し、その達成状況をできるだけ早く開示して、経営陣の責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社グループは、上場株式を新規に政策保有する場合、また既に政策保有している上場株式について、当該会社の事業戦略や取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な視点で当社グループの企業価値の向上に資すると確認した上で、その保有について判断しております。また、主要な政策保有株式については、保有の合理性について定期的に検証を行います。

当社グループでは、中長期的な視点で企業価値の向上につながるか、あるいは当社グループでの株式保有の意義が損なわれないかを判断基準として、議決権の行使を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取引を求める決裁の過程において、役員との利益相反取引に該当するかどうかのチェックを行い、取締役、執行役員の利益相反取引に該当する場合には、取締役会においてその取引の内容を明らかにした上で、利益相反取引の承認を求めています。

また、主要株主との取引等その他の関連当事者取引が発生する場合には、取引を求める決裁の過程において、取引が適切であるかどうかの審査を経た上で決定することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、経営理念や中期ビジョンをホームページに掲載しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役の報酬は、社外取締役を構成員に含む評価報酬委員会において、その職責と成果を反映させて、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で報酬額を決定しております。また業績に連動した株式報酬制度を導入しております。

(4)取締役、監査役候補の指名を行うに当たっては、社外取締役を構成員に含む評価報酬委員会において、人格、知見、能力、経験を考慮して候補者を答申し、取締役会において決定しております。

(5)各取締役候補者の選任・指名についての説明については、招集ご通知の株主総会参考書類に各役員候補者の略歴の詳細等、選任に際して重視すべき事項を個別に開示しております。なお、社外役員候補者については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」にも記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規則を定め、法令上取締役会決議を要する事項及び、重要性や性質等に鑑み取締役会で決議することが適当と考えられる事項について、取締役会で、判断・決定しております。

さらに、取締役会は決裁権限規程を制定し、業務執行に関わる事項を各取締役、執行役員ほかに権限を分配することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

また決裁権限の内容、範囲については、その時々の子会社の状況を踏まえて、機動的に基準の見直しを行っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では現在、独立社外取締役2名が就任しており、当社から独立した立場から、取締役会を通じて経営の監視機能を担っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて当社との取引等において金額等の基準を以下のように定めて、その独立性を判断しております。

(双方において主要な取引先でないこと)

当社及び該当役員が兼務している会社間の取引額が、各々の会社の売上高の10%未満であること

(取引はないが双方において一定額以上の寄付や助成を得ていないこと)

過去3年間平均で年額1000万円未満であること

(役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサル、会計専門家又は法律専門家でないこと)

現在及び過去3年間において下記に該当していないこと

1. 当社グループの会計監査人や会計参与

2. 個人の場合、受け取っている報酬額が年額1000万円以上
 3. 法人の場合、過去3年間の平均報酬額が当該法人の総売上の2%以上

また、社外取締役候補者の選任にあたっては、経営陣から著しいコントロールを受ける、または経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念がなく、取締役の業務執行を監督できる会社経営経験の豊富な見識がある方、または専門分野を持ち、経営管理に貢献いただける方とすることを原則としております。

【補充原則 4-11-1 取締役会の構成の考え方】

当社は現在取締役が7名となっており、取締役会において実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役会の構成については、全体として多様な専門性と知見を有したバランスのとれた構成とすることとし、また社外取締役は、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、取締役の業務執行を監督できる会社経営経験の豊富な見識ある方、又は専門分野を持ち当社の経営管理に貢献いただける方とすることを原則として、いずれも評価報酬委員会が候補者を答申し、取締役会において決定することとしております。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役、監査役の他の上場会社役員の兼任状況については、事業報告、株主総会参考書類、有価証券報告書等において開示を行っております。

【補充原則 4-11-3 取締役会の実効性の評価】

取締役会の実効性の維持・向上を図るため、取締役及び監査役全員に対してアンケートを実施し、2018年2月開催の取締役会において、取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会の構成、運営方法は適切であり、審議状況についても自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われており、取締役会の実効性は確保されているものと評価しております。今後も、アンケート及び分析・評価の過程で提示された意見も踏まえて、取締役会の実効性について、継続的に向上を図ってまいります。

【補充原則 4-14-2 トレーニング方針の開示】

取締役については、取締役合宿等を通じて、取締役間の情報共有のみならず、取締役として必要な知識習得と役割の理解の促進に努めております。監査役については、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。社外役員については、当社の経営理念、経営方針、事業活動等に関する理解を深めるべく、これらに関する情報提供を進めて参ります。新任取締役には期待される役割・責務を適切に果たすために、必要に応じ、新任取締役向けの外部セミナーを受講させ、その役割・責務に係る理解を深めさせる方針です。また、当社取締役・監査役がその役割、責務を果たすために必要とする知識の取得に必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話の促進のため、IR部門を設置し、IR部門を中心に個別ミーティングの実施やカンファレンスへの参加を行っております。また海外に対しては、毎年、マネジメントも参加しての欧州、米国、アジアでの投資家訪問を年1回以上実施するようにしております。実施結果については、取締役が出席する会議体において共有されております。また、IR活動の中で行われる情報管理については、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川上 量生	5,687,400	8.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,750,200	5.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,980,100	4.20
日本テレビ放送網株式会社	2,077,506	2.93
日本電信電話株式会社	2,040,000	2.88
日本生命保険相互会社	1,714,168	2.42
株式会社バンダイナムコホールディングス	1,530,080	2.16
株式会社みずほ銀行	1,316,469	1.86
GOLDMAN, SACHS & CO. REG(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,312,300	1.85
株式会社NTTドコモ	1,204,208	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

1. (株)みずほ銀行及びアセットマネジメントOne(株)より平成28年10月21日付(報告義務発生日同年10月14日)で大量保有報告書が提出されておりますが、当社として当事業年度末時点においてアセットマネジメントOne(株)による実質所有状況の確認ができないので、同社を上記大株主の状況には含めておりません。

当該大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

株式会社みずほ銀行(1,316千株、1.86%)

アセットマネジメントOne株式会社(2,863千株、4.04%)

2. ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーより平成29年3月13日付(報告義務発生日同年3月10日)で大量保有報告書が提出されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有状況の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(3,573千株、5.04%)

3. 三井住友信託銀行(株)より平成29年3月22日付(報告義務発生日同年3月15日)で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有状況の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三井住友信託銀行株式会社(1,564千株、2.21%)

日興アセットマネジメント株式会社(3,365千株、4.75%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
船津 康次	他の会社の出身者													
星野 康二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船津 康次		トランス・コスモス株式会社の代表取締役会長兼CEOに就任されています。	同氏は、IT分野における専門的な技術や、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

星野 康二	株式会社スタジオジブリ代表取締役社長に就任されています。	同氏は、エンタテインメント関連コンテンツの開発・制作及び配給分野における幅広い知見や、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため社外取締役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
-------	------------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	評価報酬委員会	6	4	4	2	0	0	なし

補足説明

取締役会で指名する社外取締役2名を含む6名の役員で構成され、各取締役の担当職務や貢献度、業績等を基準として、個々の取締役報酬等を検討、決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門は定期的に会合し、監査役監査の結果と内部監査部門の内部監査の結果を相互に共有しております。また監査役、内部監査部門は、会計監査人より定期的に監査の概要について報告を受けております。これらの情報は内部統制部門に報告され、改善に取組む事項がある場合には、同部門が改善に取組む仕組みを構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 顯	弁護士													
鈴木 祐一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 顯		成和明哲法律事務所パートナーに就任されています。 前田建設工業株式会社、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社、ダンロップスポーツ株式会社の各社外取締役、アジアパイルホールディングス株式会社の取締役、株式会社ファーストリテイリングの社外監査役に就任されています。	同氏は、弁護士としての専門的な知識、見識を有しており、これらを当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
鈴木 祐一		八重洲総合法律事務所所長に就任されています。 株式会社岡村製作所、ロックペイント株式会社の各社外監査役に就任されています。	同氏は、弁護士としての専門的な知識、見識を有しており、これらを当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年6月23日開催の第1期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする、株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議しております。本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りです。

取締役11名179百万円(うち社外取締役3名21百万円)

監査役4名44百万円(うち社外監査役2名14百万円)

合計15名224百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定につきましては、社外取締役を構成員に含む評価報酬委員会を設置し、同委員会において各取締役の担当職務や貢献度、業績等を基準として、取締役報酬限度内で検討、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会の要請に応じて、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その任命、異動については、監査役会の同意を必要としております。

また所轄部門が、必要に応じて適切な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、現在、監査役会制度を採ること機動的かつ牽制の効いた経営上の意思決定、業務執行、経営監視が充分に行われているとの判断により同制度を採用しております。

取締役は、経営の健全性と透明性を確保するために複数の社外取締役を社外から招聘しております。また、経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るために任期を1年としております。

取締役会は、原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項や、経営に関する重要な事項などの意思決定及び当社の業務執行状況及び子会社の経営状況を監督しております。

監査役は、社外監査役を会計又は法律の専門家で構成しており、監査の強化を図っております。

監査役会は、監査計画に基づいて監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役制度を導入し、監査役とともに業務執行取締役を監督し、経営の健全性と透明性を高めております。

また社外取締役、社外監査役を選任するにあたり、社外取締役は、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、取締役の業務執行を監督できる会社経営経験の豊富な見識ある方、又は専門分野を持ち、当社の経営管理に貢献いただける方とすることを原則とし、社外監査役は、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、会計又は法律の専門家やその実務経験のある方とすることを原則としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年は、株主総会開催日の20日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第1期定時株主総会：2015年6月23日開催 第2期定時株主総会：2016年6月21日開催 第3期定時株主総会：2017年6月22日開催
電磁的方法による議決権の行使	三井住友信託銀行のインターネット議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社英文ホームページ上で招集通知の英訳を掲載しております。
その他	招集通知発送前に当社ホームページへ掲載、また株主総会の議決権行使結果を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算発表後にアナリスト及び機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、英国、アジアを中心に海外機関投資家を訪問し、決算及び経営状況全般について説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ、 http://info.kadokawadwango.co.jp/ にて、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部に担当者を置き業務にあたっております。	
その他	株主向けに決算情報、サービス情報などをまとめた株主通信を作成し、情報提供をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程を定めて、当社の法的責任、社会的責任及び道義的責任その他企業倫理を意識した企業活動を実践するよう努めることとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会及びホームページを通じてステークホルダーへ情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則り、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。

(2) コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、コンプライアンス委員会を設置する。

(3) 役員及び使用人が社内コンプライアンス上問題のある行為を知ったときは、不利益を受けないことを保証したうえで通報することを義務づけ、内部通報窓口を社内外に設けて、適切な対応を行う。

(4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、その取扱いに関する社内規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を原則毎月1回開催する他、適宜臨時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行う。

(2) 業務執行に際しては、職務権限を定めた社内規程を始め、各種の社内規程に基づき、効率的な意思決定を行う。

(3) 職務の執行を効率的に行うために、適正な業務組織と分掌事項を設定する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行にかかる重要事項について当社への報告を求める仕組みを社内規程により整備し、主要な子会社と連携して子会社の管理、監督を行うとともに、子会社の取締役等の職務の執行の効率化を図る。

(2) 当社の内部監査部門は、直接又は子会社の内部監査部門と連携して、子会社の法令及び定款の遵守体制並びに内部統制システムの有効性を含めて監査を実施する。子会社を主管する部門は、これらの体制に是正または改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずるよう、適切な指導を行う。

(3) 当社のほか、主要な子会社においてもリスク管理規程を定め、当社と連携して当社グループ全体のリスクの把握、管理を行う。

(4) 当社のコンプライアンス委員会に、子会社のコンプライアンスに関連する事項を報告させ、当社グループ全体として取締役等及び使用人の法令及び定款の遵守に努めるとともに、当社グループ内の内部通報制度を整備し、適切な対応を行う。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役会の要請に応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役会の同意を必要とするものとする。

(2) 監査役の職務を補助するための使用人を置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。

7. 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会以外で決定される重要な事項のほか、内部監査の結果等や、内部通報窓口への通報状況等について、直接の報告又は監査役との会議等を通じ、当社の監査役に報告する。

(2) 当社の監査役は、監査上必要とする書類の閲覧・報告を当社及び子会社の取締役又は使用人に求めることができる。

(3) 当社グループは、上記の報告を行った者に対し、監査役に当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない。

(4) 監査役による監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループでは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、利益供与などの行為を一切行ってはならないことの規定を設けるなど、毅然とした対応をとる方針であり、規程やマニュアルの整備、教育研修を通じて周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合に備え、所轄警察署などの諸官庁や弁護士など、外部専門機関との連携を図っており、その適切な対応方法や、関連する情報についての収集も行っております。今後につきましても、万が一に備えた体制強化に努めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

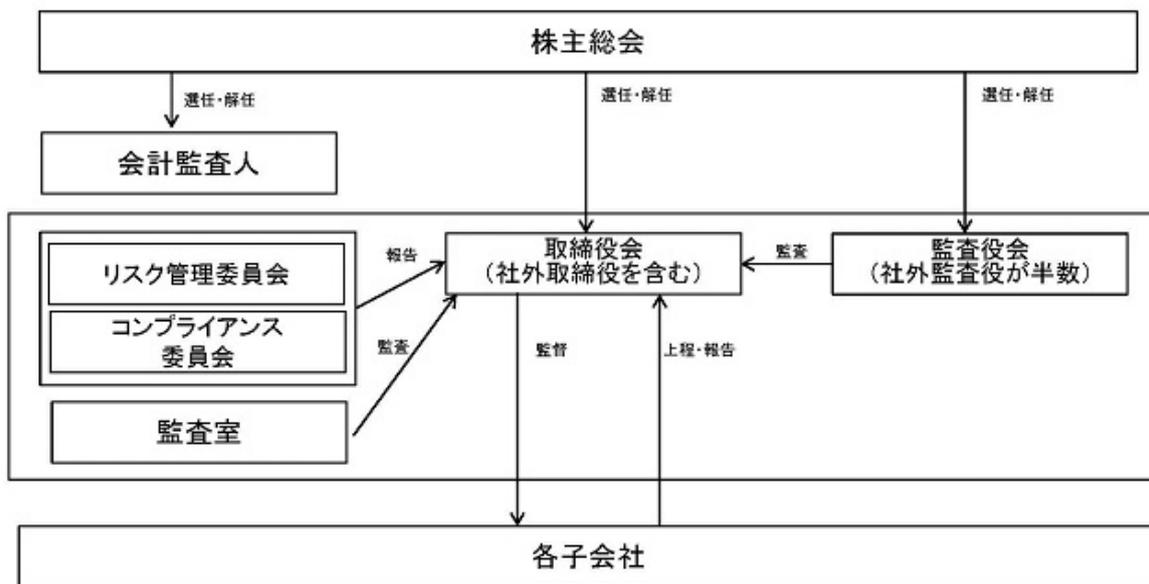
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制の概略図

